

日本赤十字豊田看護大学
新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針 Ver. 2

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の増加により、7都府県に緊急事態宣言が発出され、愛知県は独自に緊急事態宣言を発出した。2020年4月16日、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、愛知県は特定警戒都道府県に指定された。

本学は、緊急事態宣言並びに現在のCOVID-19感染拡大状況を念頭に置き、今後の授業及び看護学実習の実施方法に関する指針を提示し、教育の質を保証するために尽力する。

1. 2020年度前期看護学実習（臨地実習）の実施に関する基本方針

- 1) 現時点において、看護学実習の開始予定時期は、7月6日以降とする。さらに、当該看護学実習の実現が可能か否かを、6月2日（火）に感染拡大状況に応じて判断する。
- 2) 臨地における実習を予定している成人看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学においては、7月6日以降に配置する計画修正案を作成する。
- 3) 看護学実習受け入れに関する調整は、修正案に基づき、大学から一本化して行う。

2. 臨地実習の実施に関する前提

- 1) 臨地実習開始前に感染予防に関する学内演習を実施し、当該クラスの学生全員が十分な感染予防行動がとれることを確認する。
- 2) 学生が、体温測定をはじめ、自己による健康管理を実施し記録することを前提とし、実習指導教員は学生の健康状態を確認し、実習実施可否を判断する。
- 3) 実習期間中、学生が実習施設へ通学する経路での感染予防行動を含め、感染予防行動の実行を確認する。

3. 2020年度前期講義について

- 1) 5月11日から、オンライン授業を導入して、授業を開始する。
- 2) 現在の本学のネットワーク環境において、Teams利用のクラス数などの検討、配信できる授業形態の検討などの調整を4月23日までにを行う予定とする。

以上

日本赤十字豊田看護大学
学長 鎌倉 やよい